

10月25日以降、これまで行っていた府立学校における教育活動の制限は行わないこととし、具体的には以下のとおりとする。

## 1 授業

- ・ 分散登校や短縮授業は行わず、通常形態（1教室40人まで）を継続  
ただし、不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を実施
- ・ 毎日の健康観察や基本的な感染症対策を実施

## 2 修学旅行等、泊や府県間の移動を伴う行事

- ・ 感染防止対策を徹底したうえで実施

## 3 学校行事（文化祭・体育祭）

- ・ 来場者（保護者等）も含めて感染防止対策を徹底したうえで実施

## 4 部活動

- ・ 感染防止対策を徹底したうえで実施
- ・ 部活動前後での生徒どうしによる飲食を控えるとともに、更衣時に身体的距離を確保するよう指導

## 5 感染者が確認された場合の臨時休業・学級閉鎖等

- ・ 陽性者が確認された場合、学校全体を臨時休業とするとともに、保健所の疫学調査に協力
- ・ 保健所による検査対象者の決定後、検査結果判明まで検査対象者の所属する学級等を閉鎖

- 市町村立学校及び私立学校については、府の対応を参考として送付